

お客さま各位



「島田掛川信用金庫アプリバンキング利用規約」および
「島田掛川信用金庫アプリバンキング通帳レス口座」に関する特約」の改定について

平素は、島田掛川信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、島田掛川信用金庫アプリバンキングの機能改善に伴い、下記のとおり利用規約および特約を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規約等は、改定前よりご利用いただいているお客さまにも適用させていただきますのでご了承ください。

記

1. 改定を行う規約、特約

- (1) 島田掛川信用金庫アプリバンキング利用規約
- (2) 「島田掛川信用金庫アプリバンキング通帳レス口座」に関する特約

2. 改定日

2023年12月 1日（金）

3. 改定内容

- (1) 島田掛川信用金庫アプリバンキング利用規約

旧	新
<p>第1条【サービス内容等】</p> <p>1. サービス内容 ～ 4. 各種申込機能（省略）</p> <p>5. 通帳レス機能</p> <p>本アプリでは、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座を紙の通帳を利用しない「通帳レス」口座に変更することができます。お客さまは「通帳レス」口座への変更日より10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。なお、「通帳レス」口座への変更後は紙の通帳は使用できなくなります。</p>	<p>第1条【サービス内容等】</p> <p>1. サービス内容 ～ 4. 各種申込機能（省略）</p> <p>5. 通帳レス機能</p> <p>本アプリでは、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座を紙の通帳を利用しない「通帳レス」口座に変更することができます。お客さまは「通帳レス」口座への変更日より10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。なお、「通帳レス」口座への変更後は紙の通帳は使用できなくなります。</p>

旧	新
<p>(新設)</p> <p>6. 明細情報の通知機能 (省略)</p> <p>7. プッシュ通知機能 (省略)</p> <p>8. 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク (省略)</p> <p>9. 規約への同意 (省略)</p> <p>第2条【利用条件】 (省略)</p> <p>第3条【利用登録】</p> <p>1. お客さまのスマートフォンに本アプリをインストールのうえ、利用登録画面にて普通預金口座の支店番号・口座番号等のご本人情報、キャッシュカード暗証番号を入力の上、本サービスで利用するパスワード (以下、「ログインパスワード」といいます) を設定してください。</p> <p>2. ～3. (省略)</p> <p>第4条【2回目以降の利用方法】 ～ 第8条【本アプリに関する確認事項】 (省略)</p>	<p>また、「通帳レス」口座は、当金庫所定の定期預金口座の新約および解約等を行うことができます。</p> <p>6. メール通知機能</p> <p>本アプリでは、口座の初回登録や、Eメールアドレスの変更等の各種取引を契機として、登録されているEメールアドレスに、お取引の旨をお知らせします。但し、通信機器および回線の障害等により、お知らせが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客様は、必ず本アプリにログインのうえ、お取引内容をご確認ください。</p> <p>下記アドレスからのメールが受信できるよう、あらかじめ設定を確認してください。</p> <p>【shimadakakegawa@shinkin-appbank.jp】</p> <p>7. 明細情報の通知機能 (省略)</p> <p>8. プッシュ通知機能 (省略)</p> <p>9. 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク (省略)</p> <p>10. 規約への同意 (省略)</p> <p>第2条【利用条件】 (省略)</p> <p>第3条【利用登録】</p> <p>1. お客さまのスマートフォンに本アプリをインストールのうえ、利用登録画面にて普通預金口座の支店番号・口座番号、Eメールアドレス等のご本人情報、キャッシュカード暗証番号を入力の上、本サービスで利用するパスワード (以下、「ログインパスワード」といいます) を設定してください。</p> <p>2. ～3. (省略)</p> <p>第4条【2回目以降の利用方法】 ～ 第8条【本アプリに関する確認事項】 (省略)</p>

旧	新
<p>第9条【サービスの変更等】</p> <p>1. ～ 2. (2) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 当金庫は、前項により本規約を変更する場合には、当金庫のウェブサイトその他<u>の</u>当金庫が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>4. (省略)</p> <p>第10条【サービスの終了】 ～ 第14条【準拠法・合意管轄】 (省略)</p> <p>以上</p> <p><u>(令和5年9月1日現在)</u></p>	<p>第9条【サービスの変更等】</p> <p>1. ～ 2. (2) (省略)</p> <p><u>(3) 金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合</u></p> <p>3. 当金庫は、前項により本規約を変更する場合には、当金庫のウェブサイト<u>への掲載による公表</u>その他当金庫が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>4. (省略)</p> <p>第10条【サービスの終了】 ～ 第14条【準拠法・合意管轄】 (省略)</p> <p>以上</p> <p><u>(2023年12月1日現在)</u></p>

(2) 「島田掛川信用金庫アプリバンキング通帳レス口座」に関する特約

旧	新
<p>「島田掛川信用金庫アプリバンキング通帳レス口座」に関する特約</p> <p>1. (特約の適用範囲等) (省略)</p> <p>2. (通帳レス口座)</p> <p>(1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『島田掛川信用金庫アプリバンキング』(以下『<u>アプリ</u>』とといいます)の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『<u>アプリ</u>』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。</p>	<p>「島田掛川信用金庫アプリバンキング通帳レス口座」に関する特約</p> <p>1. (特約の適用範囲等) (省略)</p> <p>2. (通帳レス口座)</p> <p>(1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『島田掛川信用金庫アプリバンキング』(以下<u>本アプリ</u>とといいます)の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および<u>本アプリ</u>へ対象となる預金口座の登録を必須とします。</p>

旧	新
<p>3. (取扱店の範囲) (省略)</p> <p>4. (入出金明細の確認)</p> <p>(1) 通帳レス口座の入出金明細は、『<u>アプリ</u>』によりご確認ください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)</p> <p>(1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、『<u>アプリ</u>』により切替えることができます。</p> <p>(2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。通帳レス口座切替え時点の未記帳の入出金明細は、切替え日の翌々日から『<u>アプリ</u>』でご確認できます。</p> <p>(3) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『<u>アプリ</u>』で確認ができます。</p> <p>6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通帳レス口座を『<u>アプリ</u>』から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。</p> <p>(3) ～ (4) (省略)</p> <p>7. (預金の受入れ)</p> <p>店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および『<u>アプリ</u>』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。</p>	<p>3. (取扱店の範囲) (省略)</p> <p>4. (入出金明細の確認)</p> <p>(1) 通帳レス口座の入出金明細は、<u>本アプリ</u>によりご確認ください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)</p> <p>(1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、<u>本アプリ</u>により切替えることができます。</p> <p>(2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。通帳レス口座切替え時点の未記帳の入出金明細は、切替え日の翌々日から<u>本アプリ</u>でご確認できます。</p> <p>(3) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、<u>本アプリ</u>で確認ができます。</p> <p>6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通帳レス口座を<u>本アプリ</u>から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。</p> <p>(3) ～ (4) (省略)</p> <p>7. (預金の受入れ)</p> <p>店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および<u>本アプリ</u>における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。</p>

旧	新
<p>8. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻し<u>または定期預金の解約、書替継続</u>をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および『<u>アプリ</u>』における有効な口座情報の提示が必要です。</p> <p>(2) 前項の払戻し<u>または解約等</u>の手続に加え、当該預金の払戻し<u>または解約等</u>を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し<u>または解約等</u>を行いません。</p> <p>(新設)</p> <p>9. (通帳レス口座の解約)</p> <p>(1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および</p>	<p>8. (預金の払戻し)</p> <p>(1) 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しをするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および<u>本アプリ</u>における有効な口座情報の提示が必要です。</p> <p>(2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>9. (定期預金取引に関する注意事項)</p> <p>(1) <u>本アプリにより当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座新約については、本アプリに通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座(以下「登録総合口座(普通預金)」といいます)とする担保定期預金として受け付けます。</u></p> <p>(2) <u>本アプリにて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座(普通預金)のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座(普通預金)の届出印鑑と共通とします。</u></p> <p>(3) <u>本アプリにおける定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座(普通預金)へ振り替えます。</u></p> <p>(4) <u>定期預金口座の新約・解約等の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。</u></p> <p>10. (通帳レス口座の解約)</p> <p>(1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および</p>

旧	新
<p>『<u>アプリ</u>』における有効な口座情報の提示が必要です。</p> <p>(2) 通帳レス口座を解約した時点で、『<u>アプリ</u>』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。</p> <p><u>10.</u> (特約の変更) (省略)</p> <p>以上</p> <p><u>(令和3年7月1日現在)</u></p>	<p><u>アプリ</u>における有効な口座情報の提示が必要です。</p> <p>(2) 通帳レス口座を解約した時点で、<u>本アプリ</u>では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。</p> <p><u>11.</u> (特約の変更) (省略)</p> <p>以上</p> <p><u>(2023年12月1日)</u></p>

以上

島田掛川信用金庫アプリバンキング利用規約

島田掛川信用金庫アプリバンキング利用規約（以下「本規約」といいます）は、島田掛川信用金庫アプリバンキングを利用する場合の取扱いを明記したものです。

第1条【サービス内容等】

1. サービス内容

「島田掛川信用金庫アプリバンキング」（以下「本アプリ」といいます）は、島田掛川信用金庫（以下「当金庫」といいます）のスマートフォン専用アプリで、当金庫所定の口座情報等の閲覧、各種申込、位置情報等を利用した情報発信等をご利用いただけるサービスです。

2. 預金残高照会、取引明細照会機能

「島田掛川信用金庫アプリバンキング」サービス（以下「本サービス」といいます）では、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の50件を表示します。なお、本アプリは、同一名義人の口座であれば、1端末につき、5口座まで登録できます。

3. 保有資産照会機能

本アプリでは、登録されている口座と同一店舗・同一顧客番号の保有資産（預金・債券・生命保険）を表示します。アプリに登録されていない店舗の資産は表示されません。

債券と生命保険は1営業日前の資産情報を表示します。

4. 各種申込機能

本アプリでは、以下の各種申込ができます。口座開設を除く各種申込機能を利用するには、口座情報の登録が必要です。

（1）口座開設のお申込み

当金庫にお取引が無く初めて口座開設をお申込みされるお客様に限り、普通預金通帳レス口座の開設のお申込みができます。

（2）WEBバンキングサービスの新規お申込み

（3）WEBバンキングサービスロック解除のお申込み

（4）住所・電話番号変更のお申込み

5. 通帳レス機能

本アプリでは、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座を紙の通帳を利用しない「通帳レス」口座に変更することができます。お客さまは「通帳レス」口座への変更日より10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。なお、「通帳レス」口座への変更後は紙の通帳は使用できなくなります。

また、「通帳レス」口座は、当金庫所定の定期預金口座の新約および解約等を行うことができます。

6. メール通知機能

本アプリでは、口座の初回登録や、Eメールアドレスの変更等の各種取引を契機として、登録されているEメールアドレスに、お取引の旨をお知らせします。但し、通信機器および回線の障害等により、お知らせが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客様は、必ず本アプリにログインのうえ、お取引内

容をご確認ください。

下記アドレスからのメールが受信できるよう、あらかじめ設定を確認してください。

【shimadakakegawa@shinkin-appbank.jp】

7. 明細情報の通知機能

本アプリでは、取引明細情報の通知機能を利用すると、お客さまが指定した曜日もしくは日付の前日までの取引明細情報を確認することで通知の有無を判定します。前回通知判定日以降にお取引があった場合に、ご指定日当日にお客さまのスマートフォン画面へ通知します。なお、端末の設定状況によっては表示されない場合もあります。明細情報の通知機能の利用を許可しない場合は、本アプリの設定画面より変更が可能です。

8. プッシュ通知機能

(1) 当金庫は、アプリ利用者に対し、プッシュ通知を利用してキャンペーン情報、各種情報・広告等の情報を提供します。

(2) プッシュ通知は、端末の位置情報と連動してお知らせを通知する場合があります。プッシュ通知、位置情報の利用を許可しない場合は、設定画面より変更が可能です。

9. 各種ウェブサイト・アプリ等へのリンク

本アプリでは、当金庫の定めに応じて、リンク先の第三者のウェブサイトやアプリ等を利用することができます。

10. 規約への同意

本規約にご同意いただけないお客さまは、本サービスをご利用いただくことはできません。また利用については、本規約等の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本アプリを利用するものとします。

第2条【利用条件】

1. 本サービスは、当金庫の普通預金口座をお持ちで、その口座でキャッシュカードをご利用の個人のお客さま本人が対象です。ただし、位置情報等を利用した情報発信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。

2. 第3条に基づく利用登録が必要です。ただし、位置情報等を利用した情報発信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。

3. 本サービスを利用できる端末機の環境は、当金庫ホームページ、本アプリインストール時の機能詳細、アプリ内のバージョンアップ情報等で確認してください。

4. システムメンテナンスなどにより利用できない時間帯がありますので、当金庫ホームページや本アプリのトップ画面で確認してください。

5. 本サービスの利用は、日本国内に限られます。

第3条【利用登録】

1. お客さまのスマートフォンに本アプリをインストールのうえ、利用登録画面にて普通預金口座の支店番号・口座番号、Eメールアドレス等のご本人情報、キャッシュカード暗証番号を入力の上、本サービ

スで利用するパスワード（以下、「ログインパスワード」といいます）を設定してください。

2. 生体認証機能（スマートフォンに登録されている顔・指紋を利用する認証方式）を利用することでログインパスワードの入力を省略することができます。ただし、生体認証機能は、当金庫所定の機能を備えるスマートフォンでのみ利用可能です。

3. 生体認証機能で利用するお客様の顔・指紋データはお客様のご利用するスマートフォン内に保存され、当金庫は保管いたしません。

第4条【2回目以降の利用方法】

本アプリを起動し、ログインパスワードを入力してください。なお、ログインパスワードの省略機能を利用すると、ログインパスワードの入力を30日間省略することができます。生体認証機能をご利用のスマートフォン端末で、生体認証機能による認証を30日間行わなかった場合は、ログインパスワードを再入力していただく必要があります。ただし、位置情報等を利用した情報発信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。

第5条【本人確認】

本サービスのご利用における本人確認は、お客様のスマートフォンから当金庫に送信していただくログインパスワード等を当金庫が照合することにより行います。ただし、位置情報等を利用した情報発信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。

第6条【注意事項】

1. 通信料のお客様負担

アプリの利用およびダウンロード、Webの利用には別途通信料がかかり、お客様のご負担になります（再設定等の際にかかる通信料も含まれます）。

2. ログインパスワードや媒体の管理

（1）ログインパスワードは、第三者に知られたり盗まれたりしないようお客様自身の責任において厳重に管理してください。また、ログインパスワードは、お客様自身の責任において、当金庫所定の方法により随時変更してください。なお、ログインパスワードの不正使用等の恐れがある場合は、利用を停止し、速やかに当金庫に本サービスの停止を届け出てください。

（2）スマートフォンがコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。

（3）本アプリを利用しているスマートフォンは、紛失・盗難等に遭わないようお客様自身の責任において厳重に管理してください。万が一、盗難・紛失に遭われた場合は、速やかに通信事業者（キャリア）へ連絡し、利用停止のお手続きを行ってください。

（4）スマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。スマートフォンを処分する際も、本アプリを必ず削除してください。

（5）利用に際し、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。ただし、位置情報等を利用した情報発信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。

(6) 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。ログインパスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルス感染させる目的の悪意ある「島田掛川信用金庫アプリバンキング」と類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客様のログインパスワードやスマートフォン内のお客様の情報が漏えいする可能性があります。

3. 自動的な利用解除

お客様が当金庫所定の期間本アプリを利用しなかった場合、本サービスは自動的に利用解除されます。ただし、位置情報等を利用した情報発信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。

4. メイン口座

同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（初回口座登録時に登録する口座）として利用することはできません。既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンでは利用できなくなります。

第7条【免責事項】

1. 機種変更、端末初期化、圏外時の利用等スマートフォンおよびその利用の状況、通信機器、回線、コンピューター等の障害により取扱いが遅延・不能となった場合、または本サービスを利用し保存した情報・データが消失した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

2. 当金庫が本規約第5条記載の本人確認手続きを行ったうえで本サービスを取扱いした場合、取引依頼者をお客さま本人とみなし、スマートフォン・ログインパスワード等の盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

3. 災害・事変等当金庫の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

4. スマートフォン・ログインパスワードの保管に関して、お客様が本規約に定める各条項に違反したことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。またこれにより当金庫に損害が生じた場合は、お客様がその責任を負うものとします。

5. 各条項において当金庫の責に帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合、特別損害については当金庫の予見可能性の有無に関わらず、当金庫は一切の責任を負いません。

6. 本サービスには、第三者のウェブサイトまたはアプリ（以下、「第三者のウェブサイト等」といいます。）へのリンクが含まれております。お客様は、第三者のウェブサイト等が定める利用条件または規定等に基づき、お客様の判断と責任において第三者のウェブサイト等を利用するものとし、第三者のウェブサイト等のご利用に関してお客様に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第8条【本アプリに関する確認事項】

1. 本アプリでは、お客様のスマートフォン画面へ当金庫の商品・サービスに関するキャンペーンやセミナーなどの情報を発信することがあります。この際、お客様のスマートフォンの位置情報を利用することがあります。配信を希望しない場合は、設定画面にてお知らせ受信の設定、位置情報の送信設定をオフにしてください。

2. お客様が本アプリを初期化または削除した場合、本アプリで保存されている情報はすべて消去されますが、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

3. 当金庫が本アプリの内容の全部または一部を変更・改良（以下「アップグレード」といいます。）した場合には、お客様において本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。また、お客様のスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後に本アプリがご利用になれない場合があります。

4. 当金庫は、お客様による本アプリのプログラムおよびこれに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為は禁止します。

第9条【サービスの変更等】

1. 当金庫は、本サービスの種類および内容を変更する場合があります。また、本サービス改廃のために、一時的にサービスのご利用を停止することがあります。

2. 当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することができるものとします。

(1) 本規約の変更が、お客様の利益に適合する場合

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(3) 金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合

3. 当金庫は、前項により本規約を変更する場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他当金庫が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。

(1) 本規約を変更する旨

(2) 本規約変更後の本規約の内容

(3) 変更後の本規約の効力発生日

4. 規約の変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。なお、本条に基づく変更によって損害が生じたとしても当金庫は責任を負いません。

第10条【サービスの終了】

当金庫は、当金庫の都合で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第11条【顧客情報の取扱い】

1. 本サービスの利用に関し、当金庫はお客様の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当金庫の関連会社、代理人、またはその他第三者に処理させることができます。また当金庫は法令や裁判手続き、その他の法的手続き、または監督官庁により、お客様の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができます。

2. アプリをご利用される際は、「ホーム画面>アプリ設定（画面右上）>プライバシーポリシー」を選択し、ご参照ください。

第12条【知的財産権等】

本サービスにかかる著作権その他一切の知的財産権は、当金庫または正当な権利を有する第三者に帰属します。

第13条【規約の適用】

本サービスに関し、本規約に定めていない事項については、当金庫の各種預金規定をはじめとする各種規定の定めが適用されます。

第14条【準拠法・合意管轄】

本ご利用条件の準拠法は日本法とし、本ご利用条件にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店または「代表口座」開設店の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以上

(2023年12月1日現在)

「島田掛川信用金庫アプリバンキング通帳レス口座」に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

(1) この特約は、「島田掛川信用金庫アプリバンキング通帳レス口座」(以下「通帳レス口座」といいます)に適用される事項を定めます。

(2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」といいます)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。

①普通預金(無利息型を含む)、貯蓄預金、総合口座共通規定

②普通預金(無利息型を含む)規定

③総合口座取引規定

2. (通帳レス口座)

(1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『島田掛川信用金庫アプリバンキング』(以下本アプリといいます)の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。

(2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「有通帳口座」といいます)のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。

(3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および本アプリへ対象となる預金口座の登録を必須とします。

3. (取扱店の範囲)

(1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機および現金自動支払機を含みます)のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引(振替入金、定期入金等)はご利用いただけません。

(2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

4. (入出金明細の確認)

(1) 通帳レス口座の入出金明細は、本アプリによりご確認ください。

(2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

(1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、本アプリにより切替えることができるものとします。

(2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。通帳レス口座切替え時点の未記帳の入出金明細は、切替え日の翌々日から本アプリでご確認できます。

(3) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、本アプリで確認ができます。

6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができます。
- (2) 通帳レス口座を本アプリから削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- (4) 切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。

7. (預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

8. (預金の払戻し)

- (1) 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しをするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

9. (定期預金取引に関する注意事項)

- (1) 本アプリにより当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座新約については、本アプリに通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座(以下「登録総合口座(普通預金)」といいます)とする担保定期預金として受け付けます。
- (2) 本アプリにて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座(普通預金)のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座(普通預金)の届出印鑑と共通とします。
- (3) 本アプリにおける定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座(普通預金)へ振り替えます。
- (4) 定期預金口座の新約・解約等の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

10. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示および本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 通帳レス口座を解約した時点で、本アプリでは、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。

11. (特約の変更)

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から効力が発生するものとします。

以上

(2023年12月1日)